

在学生の2020年度からの授業料減免新制度について

2020年度から国の「高等教育の修学支援新制度」が始まります。本学は新制度の対象大学として認定を受けましたので、2020年度からは在学生についても、国の修学支援新制度が適用されます。

新制度は、給付型奨学金の受給と授業料減免制度がセットとなるため、授業料減免新制度の申請を希望する学生は、新たな給付型奨学金への申込も必要です。

給付型奨学金と減免制度の受給要件は同じです。詳細は、文部科学省 HP、日本学生支援機構 HP で確認してください。新制度の要件に該当する対象学生は、まず給付型奨学金の申込みを行ってください。(2019年度の受付は終了。2020年4月に新年度受付予定)

在学学生減免申請受付については、別途通知します。(受付期間3月2日～4月10日)

(※国の「高等教育の修学支援新制度」の要件に該当しない在学学生については、本学既存の授業料減免制度を経過措置として適用します(令和元年度以前入学者に限る)。詳細については、教育支援課までお問い合わせください。)